

会社の倒産・解雇などによる離職や 雇い止めなどによる離職をされた方へ

対象者の人は **国民健康保険税が軽減されます**

離職の翌日から翌年度末までの期間において、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業等給付を受ける方を対象に国民健康保険税の算定の際、前年の給与所得を30/100とみなして行います。

① まずは、雇用保険受給資格者証等をご用意ください。

- ※ 雇用保険の受給申請は、離職票と本人確認書類（運転免許証等）をお持ちのうえハローワークで手続きを行ってください。雇用保険の受給資格がない方は対象となりません。
- ※ 雇用保険特例受給資格者証等および雇用保険高年齢受給資格者証等は様式が似ていますが、対象となりませんのでご注意ください。
- ※ 雇用保険受給資格者証等についてはハローワーク大分までお問い合わせください。

【問い合わせ先：ハローワーク大分 097-538-0800】

雇用保険受給資格者証		1	(第1面)	
1. 支給番号	2. 氏名			
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号
8. 住所又は居所				
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名)				
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由		
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限		
16. 求職申込年月日	17. 認定日	18. 受給期間満了年月日		
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間		
22. 離職前事業所名				
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)			
0 0 0 0				

対象者は？

② 12. 離職理由の欄を見てください。

11・12・21・22・23・31・32・33・34
の数字の人が対象（特定受給資格者または特定理由離職者）です
※ それ以外の数字の場合は、軽減の対象となりません。

軽減期間は？

③ 11. 離職年月日の欄を見てください。

この日の翌日から翌年度末までの期間が軽減期間です。
※ 雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

軽減を受けるには、申告が必要です

裏面の申告書に必要事項を記入のうえ、雇用保険受給資格者証等及び対象者の個人番号カード、または通知カード及び本人確認書類（運転免許証等）を持って、国保年金課・各支所等へ申告してください。



こちらから
オンラインによる
申告も可能です。

《問い合わせ先》〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
大分市役所国保年金課 賦課・資格担当班
TEL 097-537-5736 (直通)